



農業者年金の制度研修会、戸別訪問を実施しました

10月5日、農業者年金の制度研修会を実施し、委員26名が参加しました。岐阜県農業会議の川合主事を講師に、主な制度内容について学び、今後の加入推進に活かしていきます。

12月15日、年金加入推進部長を務める熊崎みどり農業委員と事務局で市内を周り、農業者24名に加入推進を行いました。

熊崎委員は、自身もトマト農家であり、訪問する先々で顔見知り、世間話を交えつつ、良い雰囲気の中で農業者年金の魅力を伝えることができました。

早速、新規就農者から申込があり、4月の開業後に『政策支援加入』の手続きを行うことになりました。

農業者年金は、加入者数・受給者数に影響を受けにくい個人ごとの積み立て方式の公的年金です。収めた保険料が運用され、将来受け取る仕組みです。

貯蓄の感覚で加入し、**税制上のメリット(保険料全額社会保険料控除)**を受け、実質所得の向上を図りましょう。



農業者年金で未来の自分へ安心を積み立てませんか？ 少子高齢化に強い積立方式・確定拠出型年金です。

- ① 年間60日以上農業従事
- ② 国民年金第1号被保険者
- ③ 60歳未満

以上を満たせばどなたでも加入できます。農地権利等の条件はありません！

●お問い合わせは農業委員会まで

【令和3年度 農業委員会総会日程・申請日締切日】

年/回	申請締切	総会	年/回	申請締切	総会
令和3年第4回	3月19日(金)	4月5日(月)	第10回	9月17日(金)	10月4日(月)
第5回	4月20日(火)	5月7日(金)	第11回	10月20日(水)	11月4日(木)
第6回	5月20日(木)	6月3日(木)	第12回	11月19日(金)	12月3日(金)
第7回	6月18日(金)	7月5日(月)	令和4年第1回	12月20日(月)	1月7日(金)
第8回	7月20日(火)	8月4日(水)	第2回	1月20日(木)	2月3日(木)
第9回	8月20日(金)	9月3日(金)	第3回	2月18日(金)	3月4日(金)

農振除外申請は令和3年5月31日まで

農業振興地域(農振)の農用地区域になっている農地を農地以外の目的に転用する場合は、農振除外の手続きが必要です。詳しくは3月15日広報せろお知らせ版(新聞折込)に掲載します。

下呂市農務課
TEL.0576-53-2010

〈編集後記〉

昨年3月、日本国内初の緊急事態宣言から一年、よもや2回目の宣言下の中、編集後記を書くことになるとは思いませんでした。何とか早期に新型コロナが終息し、明るいニュースが開ける事を願います。

さて今回の農業委員会だよりは、農地の現状をメインでご報告しました。

下呂市の豊かな地域を守り、更に活性化させるため、農業委員会では「人・農地プラン」の方針に沿って活動しております。今年度も、2月に各地域10会場で行われた農事改良組合長会議で『農地の現状と課題』等を報告し、見直し案について合意形成を経て、令和3年の「人・農地プラン」が公表されました。この「人・農地プラン」について、今号でよりご理解頂け、さらなる活動に繋がればと思っております。(高木 康則)

●編集委員

嶋田 浩・川口 太三・二村 正明・高木 康則・大森 公治



農家の経営と暮らしに役立つ
週刊の農業総合専門誌です。
農業の時事問題解説に力を入れ、事例が豊富です！

農業者の視点でお届けします

週刊《金曜日発行》 月700円

お申込みは農業委員会まで

下呂市農業委員会だより

令和3年3月1日発行

vol.18
下呂市農業委員会

下呂市萩原町羽根 2605-1 TEL.0576-53-2010 http://www.city.gero.lg.jp/
→ 行政情報
→ 市政の情報

下呂市農業委員会「農地利用の最適化」の現状データと活動報告

1 新規参入と担い手集積面積

1) 新規参入

	~H30	(経営体数)	
		R元年	R2年
萩原		4	1
小坂	30年度 までの 総数	0	1
下呂		0	3
金山		0	2
馬瀬		0	0
下呂市 全体		4	7

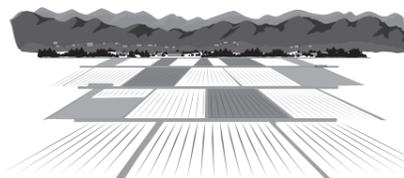


新規参入では、国の「農業次世代人材投資事業」等を活用し、毎年一定数を就農に導いております。新規就農者は、UターンやIターン者が多く、優良農地の保全のほか、地域の活性化に寄与しています。

担い手集積では、上原地域がまとまった農地を農地中間

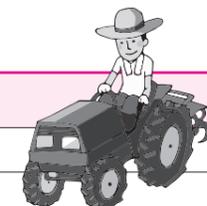
管理機構((一社)岐阜県農畜産公社)を介し、地域の担い手に貸し付けるなど、「人・農地プラン」を実行することが出来ました。農業委員会は地域の話し合いや、地権者への戸別説明等の活動を行いました。

中間管理事業の活用率は順調に伸びていますが、全体での集積面積は担い手の廃業等から横ばいとなっています。



2) 担い手集積(=担い手所有+借受面積)

	耕地面積	R元年集積面積		R2年集積面積		今年度の主な内容
		うち中間管理事業	うち中間管理事業	うち中間管理事業	うち中間管理事業	
萩原	1150	84.6	48.2	81.0	49.6	担い手による規模拡大、新規就農1名
小坂		7.6	4.0	7.0	4.9	新規就農1名
下呂		68.1	23.0	73.3	39.3	上原で集積17haと新規就農1名、竹原で新規就農2名
金山		79.9	63.0	82.0	66.8	担い手による規模拡大、新規就農2名
馬瀬		44.8	39.0	46.7	38.9	担い手による農地取得により増、中間管理事業は減
下呂市 全体		285	177.2	290	199.5	



※担い手…次の①~④のいずれかの経営体をいう。①認定農業者、②認定新規就農者、③基本構想水準到達者、④集落営農経営

2 遊休農地の推移

	現況農地面積	R元年遊休農地		R2年遊休農地			
		再生可能	再生困難	再生可能	再生困難		
萩原	431	55.5	13.2	42.3	53.8	9	44.8
小坂	122	32.8	7.7	25.1	34.2	4.5	29.7
下呂	496	132.3	21.0	111.3	127	9.8	117.2
金山	344	64.8	18.6	46.2	63.3	12.2	51.1
馬瀬	146	23.6	5.5	18.1	23.2	5.2	18
下呂市 全体	1539	309	66	243	301.5	40.7	260.8

農地法第30条に基づき実施した「農地利用状況調査(農地パトロール)」により、市全体の耕作放棄地は約301haで、そのうち再生可能な遊休農地(=1号遊休農地)は40.7haとなりました。昨年度より25ha減ですが、多くの農地が「再生困難な農地」に移行した(より荒廃が進んだ)結果であり、何ら好転していないというのが現状です。

3 人・農地プランの見直し

公表日/R3.2月

(ha)

プラン名	中心経営体数	プラン対象農地	担い手耕作面積	非担い手の中心経営体耕作面積	貸したい農地面積	自作意向の面積			転用したい農地面積	意向未確認の農地面積
						後継者あり	耕作者年齢60歳～69歳	耕作者年齢70歳～79歳		
旧萩原町羽根	5	41.9	38.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2
旧萩原町(羽根を除く)	39	208.8	42.6	3.1	58.9	52.5	7.7	2.7	3.5	35.5
旧小坂町	10	44.0	7.1	0.3	13.0	10.3	2.0	1.9	0.3	8.1
旧下呂町	下呂(大洞・大林)	2	4.7	2.6	0.0	0.3	0.4	0.5	0.0	0.8
	竹原	25	145.4	48.8	2.1	40.3	24.7	3.4	1.7	21.5
	上原	8	65.9	18.5	1.6	14.7	15.0	3.6	1.8	9.4
旧金山町	中原	1	20.2	1.2	0.0	4.6	6.7	1.2	0.0	5.2
	東	8	71.9	20.9	0.0	21.0	12.1	1.6	2.0	12.5
	菅田	3	63.3	55.0	0.0	2.9	1.3	0.1	0.0	3.9
	金山	6	36.7	6.2	0.0	3.6	2.7	0.3	0.2	23.4
	旧馬瀬村	9	71.9	46.9	0.6	8.8	5.1	1.3	0.6	7.4
R3.2月 計	116	774.7	288.5	7.7	168.1	130.8	21.7	12.1	6.3	130.9

プラン対象農地=中心経営体耕作地+交付金対象農地(中山間直払、多面的機能支払)+地域で独自に選定した農地 ※毎年見直し

【R3年版「人・農地プラン」更新のポイント】

◆小坂地区

- ・中山間地域等直接支払制度集落協定の解散(4協定)
- ・坂下地区の対象農地追加(アンケート実施)

◆上原地区

- ・和川地区と門和佐地区のプランを一本化
- ・農地中間管理事業を活用して17haの集積を行った。

◆中原地区

- ・中山間地域等直接支払制度集落協定の解散(1協定)
- ・保井戸地区の対象農地追加(アンケート実施)

◆下原・金山地区

- ・中津原地区・中切地区の対象農地追加(アンケート未実施)
- ・中切地区で中間管理事業を活用して0.6haの集積を行った。

▶「農地の保全是地域の課題」と提起し「農業制度を活用した地域づくり」に自治会と協同して取り組みたい

新しい担い手が増えました!

萩原地区:
石田俊介さん(トマト)



竹原地区:
片岡登志夫さん(トマト)
古田竜万さん(トマト)

東地区:
田中伸悟さん(トマト)
片桐誠さん(トマト)

小坂地区:
蒲克哲さん(トマト)

上原地区:
松嶋秀樹さん(トマト)

◆農業視察の誘致を目指します!

該当地区 羽根地区、上原地区、中原地区、菅田地区、東地区、馬瀬地区

「下呂温泉」というメリットを最大限に活用し、下呂市農業委員会独自の視察メニューを造成。農業視察を積極的に誘致し、下呂市の観光産業に寄与すると同時に、地域に還元できる仕組みを構築する。

◆農地中間管理事業を活用した農地の集積を進めます!

該当地区 萩原地区(四美)、竹原地区(乗政は実施済み)

農地中間管理事業を活用した農地の集積を行い、機構集積協力金の獲得を目指します!

農家じゃなくても農地が買えます!!

地域で策定する「人・農地プラン」は現に耕作されている、いわゆる優良農地を対象としています。では、宅地周り等、未整備で狭小な農地は、荒れていくしかないのでしょうか。

農業委員会では、小規模農地の遊休化を防ぐため、また、小さい面積から農業を始めたい方への支援として、農地取得の際の下限面積を、これまでの20㎡から10㎡に引き下げ、また条件によっては申請により0.01㎡(1㎡)から取得できることとしています。

▶ ①自分名義の土地に隣接している(地目不問)

▶ ②遊休農地または遊休化の恐れがある

▶ ③農地集積の妨げとならない

①～③に該当する農地であれば、現に非農家の方でも1㎡から農地を買う(借り)ことが可能です。詳しくは農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。



人・農地プランとは?

「人・農地プラン」とは、地域の農業において中心的な役割を担うことが見込まれる農業者や、地域の農業・農地の将来の在り方を地図などによって明確化したものです。例えば、「この農地は〇〇ファームさんが向こう十年は耕作してくれるから安心だ。」とか「あの農地を耕作する〇〇さんは高齢だけど、後継者がいない。」といった情報を分かり易く表したものが「人・農地プラン」であり、今後の農業を活かした地域づくりの指標となります。

「人・農地プラン」対象農地の考え方

- ア.中心経営体(地域を代表する農業者)が耕作する農地
 - イ.交付金対象農地(中山間地域等直接支払制度+多面的機能支払交付金)
 - ウ.地域が未来に残したいと考える農地
- 下呂市の農業の将来を考え、守るべき農地の維持に全力を注ぎます!

農地の集積とは?

農地の集積とは、地域の中心となる農業経営体(担い手)に農地利用を集中させ、効率的に農業を行うことを言います。また、集積にあたっては農地中間管理事業を活用し、権利設定することで、地域の意向に合わない事業計画から農地を守ることが出来ます。

●下呂市ホームページで全11プランを公表しています●

対象地区の課題

各地域にとって農業者の高齢化と担い手の不足は共通の課題です。今後はいかに新規就農者を増やすこと、現在の担い手の負担を減らすために地域(農業者以外)の協力が得られるような体制を構築することが農地を守るために重要です。

集積を実現させるために必要な取り組み

農地の集積を推進するためには、現存の農地を荒らさないことが大切になります。そのためには、地域が一体となり、中山間地域等直接支払制度及び、多面的機能支払交付金制度等を活用し、農地を維持しつつ、新たな担い手の確保に取り組むことが必要不可欠です。

令和3年 人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
下呂市	旧金山町東(岩瀬、祖師野、戸部、東沓部)	R3.2.16	R2.3.3

1.対象地区の現状

人・農地プランの対象農地の面積		71.9ha
プラン選定理由(優先度順)	ア.中心経営体耕作地(所有地+借入地)	20.9ha
	イ.交付金対象農地(中山間直払制度+多面的機能支払)	51.0ha
	ウ.地域の話し合い(地域で守るべき農地として選定)	.0ha
農地台帳より	①担い手が耕作する農地面積	20.9ha 29.1%
	②(非担い手の)中心経営体が耕作する農地面積	.0ha 0.0%
アンケートより	③将来貸出希望の農地面積	21.0ha 29.2%
	④「耕作者年齢59歳以下」又は「後継者あり」農地面積	12.1ha 16.8%
	⑤「耕作者年齢60歳以上後継者なし」農地面積	1.6ha 2.2%
	⑥「耕作者年齢70歳以上後継者なし」農地面積	2.0ha 2.8%
	⑦「耕作者年齢80歳以上後継者なし」農地面積	.6ha 0.8%
	⑧「転用したい」又は「耕作しない(できない)」農地面積	1.2ha 1.7%
	⑨意向が確認できていない農地面積	12.5ha 17.4%

2.対象地区の課題

- ・当該地域には担い手となる中心経営体がいるが、まだ十分に確保されていない。
- ・プラン対象農地を遊休化させない。
- ・耕作者の高齢化が進み、後継者世代の域外転居、農業への無関心等から農地の遊休化が進行しており、こうした状況を踏まえ農地所有者と既存担い手の関係を補完する目的で東地区集落環境保全会、(一社)ひがし村が設立されたが、計画的な集約化には至っていない。
- ・地域外の農地所有者への対応が難しい。等々

3.対象地区内における中心経営体への農地集約化に関する方針

農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用する。



4.3の方針を実現させるために必要な取り組みに関する方針

- ・東地区集落環境保全会、農事改良組合長会を中心とした十分な話し合い、地域の協力のもと、既存の担い手組織や新規就農者と良好な関係を保ちながら持続可能な地域づくりを目指す。
- ・引き続き新規就農者を受け入れ、農地の保全是地域の活性化を目指す。

